

司法福祉論序説

宮崎昭夫

I はじめに

司法福祉は比較的新しい概念であり、いまだ社会福祉学界で定着していない。勿論、司法福祉の内実にこめられている種々の要素そのものは突然出てきたものではなく以前から存在していたものが多い。そのようなものとして司法ソーシャルワーク、少年保護論、家庭裁判所（以下家裁と略す）のケースワーク的機能等々と言われてきたものがある。司法福祉はこれらの要素を含みながらも、これらを乗り越えようとしていることにその特色を見出すことが出来よう。司法福祉論の系譜としては、(1)アメリカにおいて司法ソーシャルワークの外形的発達にもかかわらず少年裁判の形骸化が進行してきたことを、ゴールト判決、ケント判決等で痛切に知らしめられてきたこと。(2)少年審判における適正手続きの問題を通して司法における福祉機能の再検討が始まったこと。(3)家庭裁判所調査官（以下調査官と略す）が専門職としての地位の獲得をめざして社会的視野を欠いたまゝ、精神分析、カウンセリング等に傾斜していくことの危険性を指摘し、調査官に社会を取り戻そうとする試みであると共に、(4)家裁をトンネル機関化しようとする少年法改正が着々と進められていく中での危機意識から従来の少年保護論の再検討が始まったこと、を指摘することができよう。本稿においては、司法福祉研究における画期的業績と評価されている山口幸男（以下山口と略す）の『少年非行と司法福祉』を中心に山口の所説を批判的に検討することによって、今後の司法福祉研究の枠組を作ることを目的とする。

II 司法福祉の領域

成書としてタイトルに初めて司法福祉という言葉が使われた山口の『少年非行と司法福祉』においても、司法福祉の概念規定、総論はないままである。山口が断片的に書いたものから司法福祉の概念規定にあたる所を抜きだしてみると以下のようになる。「『司法福祉』は、いわば、全国司法部職員労働組合による司法制度研究運動のなかで生まれた用語である。従来司法ケースワークという類似の用語がわが国司法のなかで半公的に用いられてきたが、これはあまりに技術的色彩が強く、司法における福祉活動を単に技術に閉じ込めるに反対する司研運動にとって、使用に耐えない。そこで究極的には司法が責任を負う福祉政策とその具体的展開を総称するものとして、『司法福祉』という用語が用いられ始めたようである^①」。「少年刑事政策の重要構成部分である少年処遇政策と、基本的にはそれに規定されて展開される補助機関の具体的実践を、『司法福祉』として把握^②」、「家庭問題については……中略……ここでも同様に司法独自の補助機関を不可欠のものとしている。ここでも司法は、『社会福祉』との結合・利用及び独自のサービスを、その家庭・家族政策に立って用意する。従ってこれも司法福祉に含めて把握しうる^③」としている。

以上の山口の司法福祉の概念規定そのものはいくつかの問題を含みながらも研究領域の限定としては一応のよりどころとなる。勿論、司法福祉の領域にはこの他にも訴訟上の救助、犯罪被害者の補償等も考えられるが、ここでは含めずに論ずる。山口においては司法福祉論の総論部分を欠いたまま各論的研究の一部、即ち少年法改正問題を中心として少年刑事政策そのものの探求へと進んでいった。このため「今日、少年保護の研究・実践において、『少年保護』にとどまることなく『司法福祉』というより総合的視点に立とうとする動き^④」があると指摘しながらも、いかなる点で少年保護論より司法福祉論の方が総合的であるのかを指摘できないでいる。これは、山口においては司法福祉とは何かを問わずに出発したためであると考えられる。司法福祉とは何かとは、結論的には司法福祉の対象をいかに把握するかという対象論の問題が中心となるであろう。この点の明確化

がないために「司法福祉は厳密には社会福祉の一分野であるとはいえない。それは基本的には刑事政策や家族制度擁護のための司法の諸施策に属する社会福祉の関連分野である⁽⁵⁾」とするのみで、何故に司法福祉は社会福祉の一分野ではなく社会福祉の関連分野であるのか、またいかなる意味での関連分野であるのかの説明が出来ないでいる。

Ⅲ 司法福祉の対象

社会福祉においては歴史的にみても論理的にみても、主体、制度、運動、方法、技術、動機、目的に比してより根源的な規定力は対象のがわにあった。対象こそが社会福祉における基本的統一要素であり「社会福祉の全体の理解は、対象という契機から出発しなければならない⁽⁶⁾」ということは司法福祉の場合にもあてはまる。司法福祉対象において他の社会福祉対象との統一的要素を見出しえないなら、いかに方法、技術等において他の社会福祉分野と共通のものを保有していたとしても、司法福祉という名称自体を否定する必要があろう。

社会福祉の分野には種々のものがあるが、これらの各分野には固有の要素とともに統一的要素がある。統一的要素の基盤となるものとしては、各福祉分野の対象となっている児童問題、老人問題、障害者問題等の構造的共通性を求めることが出来る。それは一般的には資本主義社会の構造的産物である社会問題として、またその問題を担った人には生活問題として自覚されるところに共通性を求めることがきよう。司法福祉の対象については実務的には少年事件では罪名ごとにしは犯罪少年、虞犯少年、触法少年の分類、家事事件では事件名ごとの分類に慣れている。このような分類は実務上一定の意義を有している。だが司法福祉論の立場からの分析としては、これらの分類を再構成して対象にせまっていく必要がある。

司法福祉の対象は現在の研究の段階では政策対象と実践対象に二分して把握する必要があろう。政策対象としては、社会問題としての非行問題および社会問題としての家族問題が指摘できる。ただ家族問題は児童問題、老人問題、障害者問題等々の内容が含まれており、現象的に見るならば非行問題よりも問題のあり方として拡散的に見える。だが、仔細に観察するならばいずれも社会問題としての共通的構造を把握することが出来る。以上が司法福祉の政策対象の中核であるが、その周辺にあり政策対象との関連を有するものとして夫婦関係調整事件によく見られるように法律的紛争の背後にある人間関係の葛藤を指摘できる。人間関係の葛藤、不調整は種々の要因により構成されておりそれを一義的に規定することは出来ないが、基本的には現代における人間疎外の現象形態として把握することが出来よう。司法福祉の対象となりえないものとしては相続放棄、遺言確認等によくみられる公証的性格を中心の事件、及び権利義務ないし法的関係の確定だけが問題となる事件をあげることが出来る。

政策対象は個々のケースの生活問題の抽象の上に成り立つ概念であるのに対して、実践対象は生活問題を担ったAさん、非行を犯したB少年という形でその人全体 (man as a whole) である。実践対象を問題にするとき、それ自身の論理だけでなく政策対象の理解をふまえた上で取り上げることが必要である。

従来の家族裁判所調査官研修所における研修は殆んど実践対象に関するものであり、政策対象なり司法福祉政策については徹底的に避けてきた面が強かった。これを批判するため、「政策学としての社会福祉学⁽⁷⁾」の視点を司法福祉論に持ち込むことは極めて重要であるが、一方、社会福祉(学)そのものは決して政策学だけによって成り立つものではないことを指摘しておく必要があろう。

Ⅳ 社会福祉における司法福祉の位置づけ

筆者はこのように分析することによって司法福祉を社会福祉の分野の一つとして位置づけること

がより妥当であると考える。資本主義の発展段階に規定された社会福祉の対象の拡大傾向自身は否定すべくもない⁽⁸⁾。伝統的な社会問題に加えて新しい社会問題として公害、交通事故、過密過疎の問題等が取上げられ社会福祉の対象の拡大がみられ、また単に労働問題から関係的派生的に生じた社会問題にとどまらず、拡散するとともに深化している所に特徴をみることが出来る。家裁の少年事件、家事事件として顕在化するケースは国民の多数者とはいまだなっていないが、これらの顕在化されたケースの基盤にあるのは広範な生活破壊、家族緊張、家族崩壊に苦しむ人々である。これらのケースは決して単に人間関係の不調整というにとどまらず、このような現象を表出化させている生活基盤の破壊は他の社会問題と同根のものである。このように対象論的に規定していけば司法福祉は社会福祉の分野の一つとして把握することが出来、社会福祉対象の拡大の一つとして理解することができる。

山口においては司法福祉が何故社会福祉の一分野であるといえないのかを明示的には示していないが、その背景にある考え方は以下のようなものであろう。司法福祉施策の中心となるのは少年法である。少年法はドイツ系保安処分中心型と英米系社会福祉型とがあり、後者は社会福利的に子どもを守ることを第一次的とし、身柄拘束などは副次的であるとし、保護主義に立つといわれるが、現実にはいずれも刑事政策の中に位置づけられる。少年法は決して児童福祉法ではない。「少年審判とその執行において、少年の福祉のために得るものがあるとすれば、それは健全育成を自己の枠内に閉じ込めた社会防衛としての保護処分に付随して生ずる、いわば反射的効果としての利益である。……中略……国民大衆の子どもたちは、刑罰を拒否する権利を持ちこそすれ、決して保護処分を受ける権利を積極的に持つものではない⁽⁹⁾」と指摘し、少年にとっては権利としての保護処分はありえず、現行少年法とその保護処分のもとにおいても国家は依然少年個人と対立すると指摘している。以上からわかるように山口の理解においては現行少年法の法理は「刑事的なものと後見的なものとの結合、司法的な機能と福祉的な機能との妥協調和の中に見出される⁽¹⁰⁾」ではなく、基本的には社会防衛を中心とする刑事政策としてのそれであり、少年の福祉は付隨的なものである。このように刑事政策が中心のものを社会福祉の分野に入れることは妥当ではないということのようである。

山口の所説には保護処分が少年に対する不利益な処分であるということで、執行機関の不十分な処遇の実情を合理化し、推進し教育主義の後退をもたらす危険があると指摘される⁽¹¹⁾側面があることを確認する必要がある。山口の現状認識については大部分肯定できるが、司法における福祉が反射的効果としての利益でしかないと規定してしまうことには問題が残る。「保護処分は、『少年に対する保護処分』ではなく、『国に対する少年からの保護請求』——したがって少年院送致は少年院に対する受入命令、保護觀察は觀察所に対する指導監督、補導援助命令⁽¹²⁾」となることを想像することは非現実的としても、日常の実務のうえで保護処分にあえて付さなくとも、検挙、調査、審判の過程をへる中で、家庭、学校、職場、地域での諸活動によって単に少年の非行性が解消されるのみでなく、少年の眞の意味での発達、成長がみられる例にはよく出会う。家庭、学校、職場、地域での司法福祉実践によってこれをさらに高め審判不開始、不処分の内容と割合を高めるという点において司法福祉を単に刑事政策の範疇にとどめることなく、社会福祉の理念、論理を見出すことが出来よう。

貧困 (Destitution)、疾病 (Disease)、非行 (Delinquency) の三Dは古くから社会福祉の対象といわれながら、今日のところ非行は必ずしも社会福祉の対象としての正当な位置を与えられないという状況の中にあって、非行に社会福祉の対象としての正当な位置を与え直す作業が必要であり、これには対象論自身から出発して從来の刑事政策に対抗する論理を形成することであろう。「犯罪少年であるが故に一層の教育と援助が与えられるというあの理想⁽¹³⁾」を実現するための

一歩は眞の社会科学的対象論からしか出てこないであろう。

V 司法福祉における方法・技術

山口の場合司法福祉論の総論がないために出てくる問題として、司法福祉における方法、技術の位置づけの不十分さを指摘することができよう。このことは「司法福祉の技能化＝運動や現実の全体像からの離反＝社会問題意識の欠落＝頽廃¹⁴⁾」と機械的認識でありその論理に対する分析が不十分である。社会福祉における技術、技能には危険な側面があり、社会問題意識の欠落したまでの技術、技能の一人歩きの可能性、技術主義のもつ危険性は否定しえない。このことはアメリカにおいてソーシャルワーカーの専門職化にともなう問題として自家中心的態度、専門的近視眼の問題として鋭く批判をあびた点であり、司法福祉の世界でも起こりうることであり注意すべきことであろう。

ただ、社会福祉の本質論者からよく指摘されることであるが、社会福祉の方法、技術について「いわば階級意識を眠りこませる手段として、時には基本的な矛盾を、家族や職場の対面集団における矛盾、ひいては心理的問題とすりかえるということが行われやすい¹⁵⁾」という問題提起には疑問が多く、そのまま司法福祉に持ち込むことについては批判すべき点が多く残る。山口においては上記の内容は直接ではないにしてもその趣旨は持込まれており、アメリカ的社会技術学を持込むことえの批判が強く「アメリカ的社会技術学は、それなりに一定の効用を伴ったことはたしかである。それは司法福祉の現場においても、ある種の当事者に対するサービスとして有効であったし、調査官＝専門職のイメージアップにはその力を発揮したことは否定できない。しかし同時にそれは、わが国経済、文化の急速な軍事化を至上の目標にすえた高度成長のもとでの低福祉政策を、直接的に体験する国民大衆の要求に充分応え得ないという限界、そのような軍事化進行のもとでの司法合理化路線に容易にのりうる素地をもつことなどからくる限界を内包していたといえよう¹⁶⁾」と指摘している。司法福祉においてアメリカ的社会技術学がある種の当事者に対するサービスとして有効ではあったが、国民大衆の要求に充分応え得なかつたということについては歴史的事実としては否定できないが、何故このようになったのかという問を発する必要があろう。これについてはアメリカ的社会技術学＝ソーシャルワークの方法、技術それ自身の展開がいまだ不十分であることも否定できないが、現在までの既存の方法、技術である種の当事者なり少年に対するサービスとして有効であるものについてすらも、そのような方法、技術を行うことが人員等の問題で実質的に閉ざされていることの方が問題ではなかろうか。研修等においてアメリカ的社会技術学が表面に持ち出されながらも、それが現場で保障されていないことこそ、現状の司法福祉における方法、技術をめぐる最大の問題であろう。アメリカのソーシャルワークの方法、技術は表面的には司法合理化路線に適合していたかに見えるが、慎重に観察するならばアメリカのソーシャルワークの方法、技術の現在のレベルにおいてすら司法合理化路線に反するものであり、いわんやその発展的段階においては司法合理化路線に対決するものとならざるをえないことを指摘しておく必要があろう。その理由として、ケースワークを中心とするソーシャルワークの方法、技術をそれ自身の論理で展開することほど実質的に費用のかかるものは数少ないからである。社会福祉における方法、技術は一般命題的に記せば、それを零にしようとする力と最大限確保しようとする力のバランスの上に成立している。零にしようとする力は表面のみを糊塗して低福祉政策でもって最低経費で社会問題を処理せんとする総資本の力であり、最大限確保せんとする力は当該生活問題を担った国民でありそれに触発されたワーカー、ボランティアの力である。社会福祉において方法、技術を零とする典型的な姿は、具体的には面接を避け書面処理のみにすることである。受給申請に対して膨大な形式的書類を提出することを求める、一般人には近づきにくいものにして切捨て、よしんば書類を提出してもその書類的不備

を口実に社会福祉施策を切り捨てていくことによって権利を実質的に制限し合法的に低福祉政策を貫徹させていくことが出来る。このようなことを可能にする面において社会福祉における方法、技術の軽視、切捨ては極めて危険なものとなる。以上のこととは司法福祉においてもそのまま該当する。

司法福祉に求められている技術は単に職人芸的な技能だけではない。技能のたえざる技術化が求められていると同時に、技術そのもののたえざる政策化（技術を可能ならしめる政策形成）が従来も若干あったし、これからもこの面の進展が強く求められている。

司法福祉において方法、技術の切捨てられた具体例として精神衛生法にもとづく保護義務者選任事件をあげることができる。現在の家裁の実務は、保護義務者選任については調査官、裁判官とも書面調査、書面審理という形で事件本人、申立人、候補者のいずれにも面接することなく選任するという形がほぼ定着している。人身の拘束に関する重要なことがこのような非常識な形で定着していることの危険性を強く確認する必要があろう。社会福祉全般にわたってそうであるが特に司法福祉においては方法、技術のもつ積極的側面を強調する必要がある。

アメリカにおいて発達したソーシャルワークの方法、技術は民間社会福祉機関によって発展せしめられてきた面が強いだけに直接移入するだけでは不十分であり、現実の司法福祉の対象者の生活そのものと切り結ぶことにより更に発展させる必要がある。ただ注意すべきこととして、司法福祉の方法、技術を人間関係の調整技術一般に解消していく傾向については強く批判する必要がある。このことを防ぐことは、実践において対象者の生活と切り結びそのことによって司法福祉の対象論的規定を確認しさらに鋭くすることによって担保されるであろう。

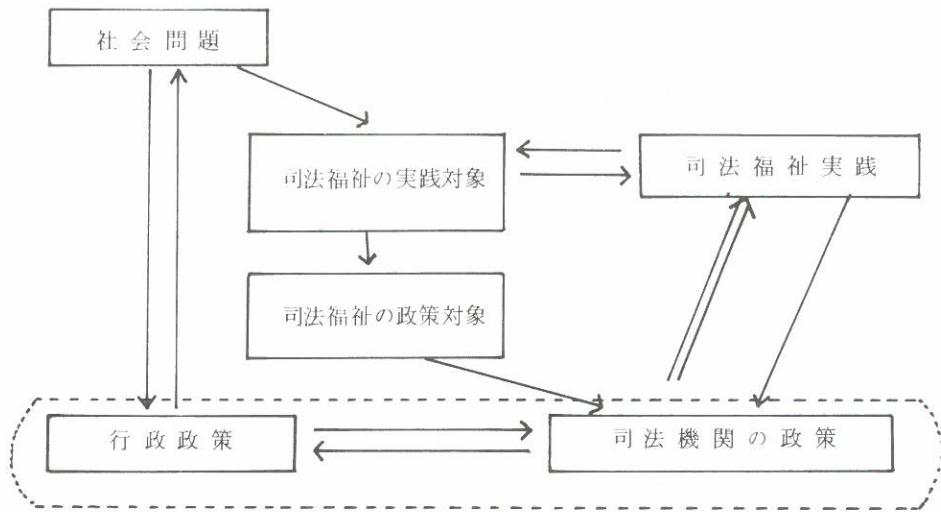
VII 司法福祉史研究の視点

山口の司法福祉論において落ちていた問題として歴史的視点をあげることが出来よう。山口においては児童福祉法の制定、新少年法制定の経過の分析、再軍備、安保体制のもとにおいて警察権の拡大の分析、高度経済成長政策下の青少年対策の分析等は見られるが、それらの重要性は否定できないがそれらは司法福祉を外在的に規定してきたものの分析にすぎない。司法福祉論の総論的問題意識、即ち何が司法福祉を規定してきたかの内在的論理を明らかにする司法福祉史の分析が欠けている。現在、司法福祉を取りまく状況は誠に厳しく少年法改正問題も大詰めを迎えており。だが家裁なり調査官という制度は一貫して拡大傾向を持ち、一応の安定度も保ち量的にも無視できないものとなっていることも事実である。これに比し、家裁と同じく戦後GHQの指導により出来た社会福祉機関、制度は多数あるが出発点において家裁なり調査官と異なるところがなかったものが、現時点で比べると風前のともしびといった感のする機関、制度がかなりあり（例えば保健所の医療社会事業係）大変な差異が出来ている。このようにGHQの指導で同時期に出来た似かよった機関、制度との歴史的比較考察によって司法福祉の総論的部分、即ち何が司法福祉を規定しているのかについて大まかな議論をこえたよりきめ細かい司法福祉論の展開が可能となるのではなかろうか。

VIII 司法福祉研究のフレームワーク

司法福祉研究においても他の社会福祉分野の研究と同じく横断的研究（現状分析）と従属性研究（歴史的研究）が必要である。その場合の研究のフレームワークとして筆者は下図を提示する。

社会問題に対して一般的には行政機関の行う福祉施策が中心的に対応しているが、ある部分については司法機関が担っている。これを児童問題を中心とする児童福祉との関連を例にとってみると、(1)少年法によるものとして、少年の保護事件、少年の福祉を害する成人の事件に分けられ、(2)家事審判法によるものとして、子の氏の変更、養子縁組、後見人選任、後見監督、後見人解任、懲戒に関する許可、親権の喪失の宣告、管理権喪失の宣告、子の監護に関する処分、親権者の指定及び変



更に、扶養をあげることができる。この他にも児童福祉法に定める事件、及び生活保護法に定める事件も家事部の事件となっている。このように社会福祉の対象のうちの児童問題に限定してみてもこれだけ多くのものがある。社会問題のうち司法福祉の実践対象として事件として家裁に係属されるか否かは法律によって枠が作られるとともに、その内容を実質的に大きく規定しているのは行政機関の施策である。法律によって司法機関による解決を求めることが可能とされていても扶養事件を考えてみればわかるように、社会的扶養、即ち社会保障の水準の高低によって司法機関に持込まれるか否かが大きく規定される。社会的扶養のレベルが高ければ司法機関に持込む実質的必要は減少する。これからわかるように社会問題のうち、どのような条件によって司法福祉の実践対象となつたかの分析は基本的重要性を有する。司法福祉の実践対象から抽象して構成されたものが司法福祉の政策対象である。司法福祉実践は主として調査官によって担われている。司法福祉実践を規定しているものとして、司法福祉の実践対象とともに司法機関の政策及び行政機関の政策がある。司法機関に政策があるかについては疑問も生じようが、最高裁判所は規則制定権を持ち、少年審判規則、家事審判規則等を制定するとともに、予算配付、人員配置、職員養成について総括的権限を有しており、これらのものは司法福祉実践対象には政策として機能する。これらの司法機関の政策形成過程の研究は極めて重要である。それと同時に司法機関の政策と行政機関の政策の相互的関係の分析が重要である。司法機関の政策は国家政策、具体的には行政機関の政策に規定されながらも相対的に独立性を持ちうる場合もある。どういう条件で、何について、どこまで司法機関が独立性を持ちえているかの分析とともに、いかなる政策を行っているかの分析が重要である。また、司法福祉実践によって得たものが逆に司法機関の政策形成にインパクトを与えていたか、それはどのような条件の時なのかの分析も重要なとなる。

VII 司法福祉論の展望

今後の司法福祉研究の方向としては各問題群ごとに前記のフレームワークでの分析を進め、よりきめ細かい現状分析を早急に行う必要がある。その中でも緊急度の高いものとして精神障害者の問題をあげることが出来よう。保護義務者をめぐる問題については若干ふれたが、この他にも禁治産宣告、準禁治産宣告、精神障害者を当事者とする種々の調停における人権保障の問題がある。司法機関においては従来から人権感覚はかなりの程度あった。この人権感覚は刑事裁判の長い歴史の中

から被告人の権利として定着してきたものであり、現在の日本国憲法においても種々の人権保障の規定がある。ただこの人権保障については刑事裁判の上で考えられてきたことのため民事裁判については現在も殆んど考えられていない。この反映もあって家事事件の当事者に対する人権保障規定は極めて弱く、実務上の人権感覚も低い。また刑事裁判における人権保障は概念法学の影響を強く受け、いわば適正手続き等のように真空的状態における人権保障が中心であり、社会問題意識を欠いた人権感覚であった。司法福祉の視点においては人権保障は基本的重要性を有するが、この場合の人権保障は真空的状態における人権の問題ではなく、社会問題の構造的認識の上においていかに実質的に当該少年なり当事者の人権を守るかという点が重要となる。この点から精神障害者の問題に接近する必要は特に高い。精神障害者の中には好訴症の人もいるが、これは極めて例外的で一般的には自己主張をしない人が多い。現在の家事審判、調停の構造は自己主張を積極的に行うことが前提となっている。このため精神障害者の人権を実質的に保障するためには、審判、調停の構造の再検討が必要となってくる。⁽¹⁷⁾

この点教えられることの多いのは最近アメリカにおいて盛んになってきたAdvocacy（弁護）の議論である⁽¹⁸⁾。法律の世界から出てきたAdvocacyが今やソーシャルワーカーの機能としても受けとめられその戦略が検討されている。家裁は他の司法機関に比して国民に身近なものとなってはいるがいまだ不十分である。裁判所側の職員（裁判官や調査官等）は事件の当事者のどちらかの肩を持つことを禁じられているのは当然としても、構造的に不平等なものを平等化させるために法律上の利害関係人以外のものも必要に応じて参加できる構造が必要であろう。他の機関のソーシャルワーカー等が当事者のAdvocacyのために参加することを可能にする構造を司法福祉は創り出していく必要があろう。

注

- ① 山口幸男『少年非行と司法福祉』ミネルヴァ書房 昭和46年, 125頁
- ② 山口幸男「司法福祉」『ジョリスト』537号 昭和48年, 272頁
- ③ 山口幸男 前掲論文, 272頁
- ④ 山口幸男「少年保護の展望」山口透編『少年保護論』有斐閣 昭和49年, 281頁
- ⑤ 山口幸男「司法福祉」小倉襄二他編『社会福祉の基礎知識』有斐閣 昭和48年, 396頁
- ⑥ 副田義也「生活問題の成立・類型・構成」湯沢雍彦他編『社会学セミナー3 家族・福祉・教育』有斐閣 昭和47年, 139頁
- ⑦ 山口幸男『少年非行と司法福祉』239頁
- ⑧ 社会福祉の対象の拡大傾向については、その内在的論理の把握には大きな差異があるにしても、学問方法論、イデオロギーを越えて共通的認識となっている。例えばHarold L. Wilensky, Charles N. Lebeaux, Industrial Society and Social Welfare, The Free Press, 1965 野久尾徳美, 真田是編『現代社会福祉論』法律文化社 昭和48年
- ⑨ 山口幸男『少年非行と司法福祉』104頁
- ⑩ 森田宗一「少年保護の基礎理念」小川太郎他編『少年非行と少年保護』立花書房 昭和35年, 5頁
- ⑪ 守屋克彦「少年審判における司法機能と福祉機能」『刑法雑誌』19巻3・4号 昭和48年 184頁
- ⑫ 所一彦「少年審判における司法と福祉」『刑法雑誌』19巻3・4号 202頁
- ⑬ 山口幸男『少年非行と司法福祉』121頁
- ⑭ 山口幸男『少年非行と司法福祉』241頁

- ⑯ 窪田暁子「社会福祉の分野と方法」一番ヶ瀬康子他編『社会福祉論』有斐閣 昭和43年 84頁
同様の指摘は他にも多数あるが例えば前掲、野久尾徳美他編『現代社会福祉論』249頁以降
- ⑰ 山口幸男『少年非行と司法福祉』239頁
- ⑱ 拙稿「精神障害者の離始について」『ふくおか精神衛生』19号 昭和49年参照
- ⑲ 例えばCharles S. Levy, "Advocacy and the Injustice of Justice," Social Service Review, Vol. 48, No. 1 (March 1974)
Arnold Panitch, "Advocacy in Practice," Social Work, Vol. 19, No. 3 (May 1974) 等がある。